

(3) 制度改正を受けた様式の改訂点

改正された学校教育法施行令第5条では、同第22条の3の表に示す障害の程度（いわゆる「就学基準」）に該当する視覚障害者等が、市町村教育委員会が特別な事情があると認めた場合に例外的に小中学校へ就学する「認定就学制度」が廃止された。

これに伴い、市町村教育委員会が就学先を決定する際の検討要件として、①その者の障害の状態、②その者の教育上必要な支援の内容、③地域における教育の体制の整備の状況、④その他の事情の4つが示され、総合的に判断することとされている。（④「その他の事情」は、同第18条の2における保護者及び専門家の意見聴取を指す。）

また、同第6条の3及び同第12条の2においては、特別支援学校・小中学校間の転学について、従来の障害の状態の変化のみを理由にした校長の思料だけでなく、同第5条に示す4つの要件により転学の検討が開始できることとされた。

さらに、文部科学省初等中等教育長通知（25文科初第756号）では、「現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図る」とされている。

これらのことを受け、以下の様式改訂を行った。

(ア) 「認定就学者」の文言整理

認定就学者の文言を削除し、新しい制度の趣旨を踏まえた文言整理を行い、関係する各様式を改訂した。

(イ) 転学に関する文言整理

校長が、特別支援学校あるいは小中学校へ転学することが適当と思料する場合の判断要素が示されたことを受けた文言整理を行い、関係する様式を改訂した。

なお、これまでの様式において「認定就学者として不適当だと認めた者（理由）」と表記していたが、改正の趣旨を踏まえ「就学することが適当でない」と認めた者（理由）」と表記している。

(ウ) 区域外就学に関する様式の改訂

すべての対象者の就学先を市町村教育委員会が最終的に決定することから、

区域外就学者の届出について市町村教育委員会を経由機関とすることを改め、関係する各様式を改訂した。

(エ) 様式第2号(旧呼称：就学調査票)の改訂

市町村教育委員会が、本人・保護者の意見を最大限尊重し、関係者による教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を行い、就学先を決定し、また柔軟に就学先の変更を検討するプロセスにおいて、それぞれの検討が円滑かつ効果的に行われるよう、県教育委員会が参考様式として示している様式第2号(新呼称：教育支援に関する調査票)を改訂した。

特に、「教育支援に係る調査票」(以下、調査票と言う。)の作成に当たっては、その過程において、先に作成した調査票の内容や特定の作成者の意向が他の調査票の内容に影響することが考えられる。

市町村教育委員会においては、市町村就学指導委員会等での審議及び市町村教育委員会の決定に際し、本人・保護者及び関係者の意見等が等しく反映されるよう、調査票の作成及び審議における取扱いに留意する必要がある。

【調査票の構成】

